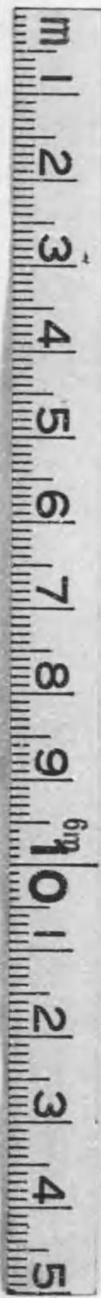


372
576

別書誌
合7冊



始



362

372-576



1200501449195

佛蘭西労働組合法制

産業經濟資料第六輯
昭和六年十二月

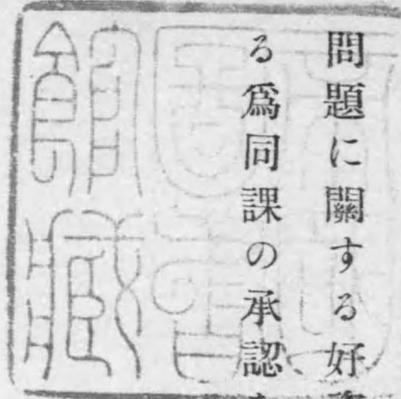
全國産業團體聯合會事務局

東京市麴町區丸ノ内一丁目二番地
日本工業俱樂部ビルディング内

本パンフレットの寸法は商工省工業品規格統一調査會決定に係る「紙の仕上寸法規格」中のA列5番(148mm×210mm)に準據したものである

凡例

本篇は佛蘭西に於ける労働組合、労働争議等に關する法制に
付て三井合名會社調査課の調査に係るものであるが、組合法
問題に關する好資料たるを信じ、本會々員其他の參考に資す
る爲同課の承認を得て謄寫に代へ印刷に附したものである



372-576

目次

第一章 労働組合運動の沿革	一頁
第二章 職業組合法の制定	六
第三章 職業組合の組織上の条件	一
第一節 組合員の資格	一
一、職業的制限	一
二、妻及び未成年者等の無能力者	二
三、法人及び外国人	二
四、自由職業者	三
五、官吏	三
第二節 理事者の資格	四
第四章 「職業組合聯合」の組織上の条件	六
第五章 職業組合の目的	七

第六章	職業組合の法人格	一九
第七章	職業組合の届出	二〇
第八章	職業組合に對する特典	二二
第九章	職業組合法違反に對する制裁	二三
第十章	職業組合員の脱退と除名	二四
第十一章	組合命令に違反せる組合員に對する損害賠償	二五
第十二章	労働組合員の雇傭及び解雇	二六
第一節	労働組合員に對する雇傭の拒否及び解雇	二六
第二節	労働組合員のみを雇傭する協定	二八
第十三章	同盟罷業、工場閉鎖及び同盟排斥	三〇
第一節	團結行爲 <small>コアリション</small> の自由と同盟罷業及び工場閉鎖	三〇
第二節	同盟排斥	三三

第十四章	同盟罷業及び同盟排斥に因る損害賠償	三五
第一節	労働爭議當事者間に於ける賠償	三五
一、同盟排斥に因る被害労働者に對する賠償	三五	
二、同盟罷業に因る被害僱主に對する賠償	三五	
第二節	同盟罷業に關與せる第三者の賠償責任	三六
第三節	同盟罷業の際の被害第三者に對する賠償	三七
一、僱主が其取引の相手方に對する賠償責任	三七	
二、同盟罷業の餘沫を被りたる第三者に對する賠償	三九	
第十五章	公共事業に於ける同盟罷業	四〇
第十六章	労働協約法	四一
第十七章	勞資間の紛争に關する法制	四七
第一節	個人的紛議の場合(勞務裁判所法)	四七
第二節	團體的爭議の場合(團體爭議調停及び仲裁法)	四八

附録第一 職業組合法……………五一

附録第二 労働協約法……………五六

附録第三 参考書……………六四

第一章 労働組合運動の沿革

佛蘭西に於ける労働組合運動は英國組合運動が漸進的且連續的に確固たる地歩を進め今日の大を爲せるに反し、其力甚だ強からず、今日に至る迄十分な効果を擧げてゐない。是は主として佛蘭西國民性が餘りに個人的で、多數相集り團結力ある結社を組織するに適さないことに基因してゐる。

自由の原則を樹立した佛蘭西大革命時代に於て労働者及び傭主の團體的行爲は却つて「人權の宣言」に反し、個人の自由を侵害するものとし、當時（一七九一年）の「シャブリエ」法（Loi Chapelier）は賃銀等に關する團結評議を禁止し、次いでナポレオン一世に依り制定された刑法典中にも同様な處罰規定を設けた。英國に於ても時を同じうして一七九九年及び一八〇〇年に結社禁止法が制定されたが、此二ヶ國の結社禁止の立法精神は全く相反せる動機に出でたるものにて、佛蘭西に於ては個人の自由といふ大革命の精神に反するものとして是等團體的行爲を禁止せるに對し、英國に於ては革命的行爲を齎すことを恐れて團體的行爲を禁止したのであつた。英國に於ては早くも一八二四年に結社の禁止は解除せられたが、佛蘭西に於てはナポレオン三世の一八六四年に至つて團體的行爲の禁止が多少緩和されたが、職業に關する結社（職業組合）の法律上認められたるは遙に遅れて一八八四年であ

つた。此職業組合の法認められたる當時は二十年前獨逸で創始せられたる社會主義の復活時代であつたから、労働組合運動も社會主義の影響を受け之と提携して發達したもので、此點は主義に左右されずして發達せる英國労働運動と趣を異にしてゐる所である。一九〇二年、當時の二大労働團體が労働同盟 (Confédération Générale du Travail) 又は C. G. T. (一八九五年創立) に合同するに及び社會主義と全然手を切り、新に佛蘭西労働運動史上特筆すべき革命的サンデカリスムを信奉するに至つた。所謂「サンデカリスム」は階級闘争、政黨及び政治との絶縁、反軍國、非愛國主義をスローガンとし、争議戰術としては總同盟罷業、破壊的サボターヂ等直接行動を以て盛に僱主を脅威し、大戰直前に於て此傾向は最も著しかつた。されば労働同盟 (C. G. T.) を中心とする此サンデカリスムは痛く當時の官憲を恐れしめ、巴里の労働同盟事務所は恰も城砦に對する如く官憲により警戒されてゐたと云ふ。然れども戦前の労働同盟は決して強大なる團體ではなく、確乎たる實際目的を有せず、財政は貧弱で、組合員は五六十萬人を有してゐたが左右兩派に分裂してゐる上、巴里の組合員と地方都市組合員との反目甚しく同一目的に邁進するが如きは到底不可能な状態に在つた。

大戰開始せられるや、サンデカリスムの理論より戦争に反對すべしと豫期せられた労働同盟は日頃の非戰論、非愛國主義を捨てて國家と協調的の態度を取つた。愛國的感情が主義を超越したる斯の

如き例は大戰當時の獨逸、埃太利、伊太利、白耳義、英國の社會主義者に就ても見ることが出来る。

大戰直後は労働同盟の全盛期にして一九一九年末には組合員は戦前の約四倍二百萬人に激増した。戦後の組合員の激増は英、米諸國に於ける労働運動の擡頭と同現象にして、休戦に依る除隊兵の復職に基因し、彼等は労働者時代來れりとの鼻息荒く、戦前の労働條件に甘んぜず、盛に同盟罷業を以て僱主を脅した。然れども斯の如き新組合員の激増は寧ろ労働同盟にとつては其團結力を弱めたるものと言ふべく、彼等は徒に目前の利を得るに汲々として、労働同盟そのものや其理想の何者たるかを理解せず、終に一九二〇年三月には是等過激な新組合員は労働同盟をして十分の用意無きに拘はらず、鐵道従業員を中心とする對國家的總同盟罷業を決せしめた。此總同盟罷業は労働者側の歩調一致せず、輿論亦之に與せずして、労働同盟側の慘敗に終り、之が爲め長年労働運動の指導者たりし労働同盟の勢力頓に失墜し、其組合員は離散半減し、一方新に統一労働同盟 (C. G. T. U) なる急進派の分立を見るに至つた。

爾來労働同盟 (C. G. T.) は依然として最大労働團體たるを失はざれども、舊來の革命的サンデカリスムてふ暴力の哲學に懲りて實際に目覺め、總同盟罷業等の直接行動を捨てて、労働協約、労働立法に依る労働條件の改善に努力する等極めて穩健なる態度を持して今日に至り其加盟者は七十五萬人

を算してゐる。一方分立せる統一労働總同盟は約四十萬の組合員を擁して第二の大團體たる地位を有し、現に共產主義を奉じてモスコウ労働組合國際聯合に加盟し、労働協約の如き勞資の平和的交渉を排斥し、飽く迄直接行動に依る階級闘争を主張してゐる。而して一九二七年の調査に依れば比較的穩健なる労働總同盟の組合員の約半數は官吏並に國家に依り雇傭せらるる者にして、一方共產主義の統一労働總同盟組合員の四分の三は民營事業殊に金屬工業とか建築業とか組合組織の劣勢なる産業に従事してゐるものである。此二大團體の外には十萬の組合員を有する基督教労働者佛蘭西總聯合(Confédération Française de Travailleurs Chrétiens)があり、又僅に一萬の組合員を有するに過ぎざれど今尙革命的サンデカリズムを遵奉する革命的サンデカリスト労働總同盟(Confédération Générale du Travail Syndicaliste-Révolutionnaire)がある。佛蘭西労働團體は以上四大團體と多數の無所屬組合との五グループに分つことが出来る。由來佛蘭西に於ては組合の組織強固ならず組合費の不拂多き等の爲め正確に組合員數を知るは困難なるものなるが、四大團體の加盟者の概數を推算するに左の如し。

加盟者數

労働總同盟 (Confédération Générale du Travail 又は C.G.T.) 約 七五〇、〇〇〇
 統一労働總同盟 (Confédération Générale du Travail Unitaire 又は C.G.T.U.) 約 四〇〇、〇〇〇

基督教労働者總聯合 (Confédération Française de Travailleurs Chrétiens) 約 一〇〇、〇〇〇

革命的サンデカリスト労働總同盟 (Confédération Générale du Travail Syndicaliste Révolutionnaire) 約 一〇、〇〇〇

一九二九年に於ける全佛労働組合員數は百三十萬人にして全労働者一千萬人の一割餘に過ぎず、斯の如く英、獨、諸國に比し労働組合の勢力微々たる所以は結合結社を嫌惡する民族的個人主義、佛蘭西の農業國たること、多數の外國労働者を使用してゐることに在りと謂ひ得べし。此労働組合の不發達竝に組合基金の貧弱なることは労働者側の労働協約違反に對する賠償を不確實ならしむるを以て、傭主をして労働協約を嫌惡する傾向を甚しくし、之が爲め佛蘭西に於ける労働協約の發達が英國、獨逸に比して遙に遅々たるの一原因を爲してゐることに付いては更に後述す。

註 一九三〇年六月英國議會に提出された歐洲鐵鋼業視察委員會報告に依れば、佛蘭西には英國に於ける如き有力な労働組合組織がなく、鐵鋼業に於ても労働組合の勢力は微弱であると斷じ、其原因として(一)多數の外國労働者が使用されてゐること。(二)佛蘭西は元來農業國で、英國程工業化されてゐず、工業労働者もいざとなると歸郷して農業労働者となるを例とすること。(三)主なる鐵鋼業の中心は農業地方に在ることを擧げてゐる。尙又同報告は佛蘭西鐵鋼業に於ける労働協約の不振に付き述べ、佛蘭西には眞に強固な労働組合がないから、賃金契約や勞務契約は傭主と個々の労働者間でなされ、英國鐵鋼業に於ける如き労働協約は存在してゐないといつてゐる。

第二章 職業組合法の制定

十七世紀、十八世紀に涉り佛蘭西に於ても盛に行はれた同業組合、即ち「ギルド」の制度は職業獨占の弊を擅にしてゐたが、佛蘭西革命時代に至り一七九一年三月二日―同一七日の法律は同業組合を廢止すると共に、産業及び労働自由の原則を樹立し、各人は皆其選ぶ所の労働を爲し、任意の職業に従事するの自由を有する旨を規定した。同業組合廢止の結果は自由解放の新思想と相俟つて労働運動の勃興を來たし、當時集會の自由が認められたから諸工業中心地に於ては労働者の團結して傭主に賃銀値上等を強要するものを生じ、就中巴里建築業労働者の運動は最も劇烈を極めた。茲に於て傭主側は之に對し抑壓運動を起し、終に憲法制定議會は一七九一年六月労働運動を制御する「シャブリエ」法 (Loi Chapelier) を制定し、賃銀等に關する團結評議は「人權宣言」及び自由の原則に違反するものとして禁止するに至つた。「シャブリエ」法は單に職業的團結評議を禁ずるものであるが、革命政府竝にナポレオン政府の立法精神は個人の自由を偏重し、團體的行動に依り之を侵害すること、殊に労働者の團體的行動を恐ること甚しく、又同趣旨を以て職業上の一時的團結に限らず、一般に國家と個人との中間には團體又は法人の介在することを忌むもので、此點は次いで制定された刑法典に依るも容

易に看取される。

團結結社の禁止は爾來佛蘭西の立法精神となり、一八一〇年制定の刑法 (所謂ナポレオン法典に屬す) は其第二九一條乃至第二九四條に於て集會結社は認可を要するものとし、又同法第四一四條乃至第四一六條 (後述) に據り、團結行爲を罰して同盟罷業、同盟排斥を違法とし、前記「シャブリエ」法と相俟つて労働運動を嚴に威壓したが、一八三〇年「七月革命」以後十八年間君臨せるルイ・フィリップ王の政府は政治上に於て進歩的の稱ありしに拘はらず、社會問題には極めて保守的にして、一八三四年秘密結社に對する刑法の處罰 (第二九一條) を一層加重した。

一八四八年「二月革命」後の假政府は其首腦者中に社會主義者竝に労働者代表を加へたるもので、普通選舉制を布き、労働者に結社權を認め、法律を以て労働時間を制限する等労働階級に對し好意を示したるも東の間にて、一八五一年「クー・デタ」に依り帝位 (一八五二―一八七〇) に即けるナポレオン三世は反動的政策を採り、再び労働團體禁壓方針に復歸した。けれども普通選舉制定後に於て労働階級を壓迫する政策は政治上に於て民衆の支持を獲得するに不利なるを覺り、一八六〇年以後は政策を一變し、或は同盟罷業に因り訴追された印刷工を特赦し、又は倫敦の萬國博覽會へ官費を以て労働者の代表を派遣する等労働者に對し好意的態度を示し、終に一八六四年には労働者竝に傭主の團結行爲の

自由 (liberté du coalition) を認めるに至つた。即ち労働者は相結束團結するの自由を得、延いて同盟罷業を爲すことをも得ることとなつたが、労働組合に付ては尙其後二十年一八八四年の職業組合法の制定迄は法律上公認せられなかつたのである。

註 茲に云ふ團結行爲とは佛蘭西法上の coalition のこと、労働者(又は傭主)の一時的性質を有する協同的行爲にして、自己の利益保護を目的とし、其目的の成否確定せるとき解散するを常とするものである。此團結行爲は同盟罷業(又は工場閉鎖)そのものには非ず又必ずしも同盟罷業を伴ふものにも非ずして、此兩者の關係は團結行爲を最後通牒とせば、同盟罷業(又は工場閉鎖)は宣戰布告の如きものである。結社は佛蘭西法上 Association にして永續的性質を有し例へば労働組合の如きもので團結行爲 (coalition) と混同せざらんことを要す。

一八六〇年以後に於ける政府の寛容なる態度は労働運動を益々隆盛ならしめ、非公認の労働組合が激増するに至つた。殊に曩に政府より倫敦へ派遣された佛蘭西労働者代表は英國の労働組合代表と交歓し、其強大なるに感服し、歸國後賃銀の値上等労働條件の改善は労働者の團體的威力を以て成し遂げ得べきことを力説したことは當時の労働運動に大なる刺戟を與へたものである。斯くて激増せる労働團體が當時マルクスの指導に依りて倫敦に設立された「第一インターナショナル」に競つて加つたことは大に政府を憂慮せしめ、加ふるに普佛戰爭に際し巴里陥落の直後一八七一年「巴里コンミュンヌ」なる労働者一揆があつて、之には「第一インターナショナル」の煽動與つて力があつたから、新共和政

府は労働組合に對し彈壓的態度を採り、一八七二年三月法律を以て「第一インターナショナル」に加入する者を嚴罰に處し、更に其後二回に互り検事局に對し労働運動に對する刑法第二九一條(秘密結社禁止規定)の適用を嚴ならしむべき訓令を發した。

一八七七年共和黨が政權を握るや、労働組合に對する行政上の認容的態度を復活するに至り、又一八七八年の巴里萬國博覽會は産業界を大に刺戟するに及び、産業革命や普選後の民衆の勢力に伴ひ増大し來れる労働運動は愈々猛烈を極めた。一方労働者のみならず傭主方面に於ても法律上に於ける職業的結社權の確認を要求する聲盛となり、カトリック團體亦勞資混合組合の必要を説いて之に和した。斯くて一八八一年完全なる集會の自由が認められ、次いで一八八四年三月二十一日終に傭主組合、労働組合、勞資混合組合を一括して「職業組合」(Syndicat professionnel) として一律の下に規定せる職業組合法の制定を見るに至つた。

同法は職業的團結評議を禁じたる一七九一年の「シャブリエ」法を廢止し、且之に關聯せる刑法(第四一六條)の處罰規定を除去すると共に、職業組合の設立に關して單に届出義務を課し之を公認する主義を採れるもので、組合の活動範圍及び法人としての能力に就ては尙過大な制限を附してゐた。一九〇一年の結社法は大革命以來禁止されて來た一般結社の自由 (la liberté d'association) を認めたるに因り、職

業組合法の適用上にも影響を與へ無届職業組合の存在を容認するの結果となつたが、職業組合法そのものは制定後幾何もなく改正運動起りしに拘はらず、其儘三十餘年を経過し、一九二〇年三月始めて改正せらるるに至り、新に自由職業者の職業組合認められ又組合の財産取得能力其他活動範圍増大せらるる等種々の修正が加へられた。(其前年一九一九年三月には労働協約法が制定せられた。)斯くて職業組合法は其後一九二七年三月労働法典第三編の完成に際し無修正の儘之に編入せられて今日に及んでゐる。

註 佛蘭西に於ける職業組合 (Syndicat professionnel) は労働組合 (syndicat ouvrier) 備主組合 (syndicat patronal) 勞資混合組合 (syndicat mixte) の總稱にして、職業組合法に於ては其法文中職業組合の字句を用ゐて、労働組合、備主組合等の字句を用ゐず、是等の組合は一括して職業組合として法の適用上平等なる取扱ひを受くるものなること英國法に於けると全く同一である。只英國に於ては trade union の名稱が法律上職業組合の稱なるに拘はらず、實際上労働組合そのものの名稱の如くに用ゐらるるものなるが、佛蘭西の syndicat professionnel の文字は實際上に於ても飽く迄職業組合を意味し、英國に於ける如く労働組合の代名詞とはならない。

労働省の調査に依れば一九二六年初に於て職業組合法の適用を受くる組合数及び組合員数左の如し。

組合数	六、六二一	六、三四九	一五六	一一、六二三	二四、七四九
組合員数	五二四、〇七三	一、一八一、二九七	二七、二〇六	一、五八三、二四七	三、三一五、八二三
組合聯合数	三二九	四二六	五	二〇三	九六三

右表中、勞資混合組合は商業及工業關係の組合に限れるものである。又農業組合とは組合員の爲に肥料、種子、農具等の安價購入、農産物の有利賣却の斡旋を目的とするものであつて、其大部分は性質上勞資混合組合である。

第三章 職業組合の組織上の條件

第一節 組合員の資格

一、職業的制限

職業組合は互に職業的關係ある者の間に於て組織せらるべきものにして、即ち同一の職業組合に屬すべき組合員は左記何れかの職業に従事する者なることを條件とする(職業組合法第二條)。

- (イ) 同一職業
- (ロ) 類似の職業、即ち麵麩屋と饅頭菓子屋、機械製造工と鍛冶工との如し。
- (ハ) 互に牽連せる職業、即ち特定物の生産製作に協力する關係にある職業、例へば、家屋の建築に協力する大工、漆喰塗、煉瓦工、建具屋、石工、ペンキ屋等は夫々異なる職業なれども、一職業組合を組織し得べく、又造船工場に働く各種の職工が一職業組合を組織し得るが如し。

職業組合員は現に職業に従事する者のみを以て組織するを原則とすれども、例外として一年以上の従業者にして職を辭するに先立ち職業組合に加入し居りし者に限り、辭職後其組合員たる資格を持續

し得る。

註 職業組合員は必ず何等かの職業に従事することを要し、實際に職業に携はらざる土地所有者の如きは法理上當然除外せらるべきものなるが、現在職業組合法の適用を受ける「農業組合」中には單に土地を所有するのみにて、自ら耕作に關與しない地主が多數加入して居る状態である。

二、妻及び未成年者等の無能力者

以上の條件に適合する限り女子は勿論未成年者や妻の如き民法上の無能力者も組合員となり得る。即ち妻は夫の許可を要せず組合に加入し得、十六歳以上の未成年者の加入は法定代理人の反對無き限り有効である。刑法の處罰に依り民法上及び政治上の或種の權利を剝奪せられたる者と雖も組合員たり得る。

三、法人及び外國人

法人は原則として自然人と同等の權利を享有するものなるが故に、職業組合に加入し得、例へば或會社は同業を営む者の職業組合に加はることを得る。外國人は佛蘭西人を以て組織された職業組合に加入し得るのみならず、外國人の組合員のみを以て組合を組織し得るが、但し此場合に於ても理事のみは佛蘭西人たることを要することは後述す。

四、自由職業者

自由職業者の職業組合、教育家、文士、新聞記者、藝術家等所謂自由職業者が職業組合を組織し得るや否やは一八八四年の職業組合法制定後より夙に問題となつた所であるが、一九二〇年の改正法は明文を以て之に職業組合權を認めた。之に依り自由職業者と商工業者との間に於ても互に牽連せる職業として職業組合を組織し得るに至つた。即ち建築家と請負師、音楽家と樂器製造人、著述家と出版業者との間に於けるが如し。

五、官吏

官公吏の職業組合を認むべきや否やは一八八四年の職業組合法制定當時からの懸案なるに拘はらず、一九二〇年の改正法は只「官公吏の地位に就ては他日の特別法に譲る」旨を記載したのみで、其後此特別法は未だ制定されずして今日に及んでゐる。

裁判所の判例に據れば官公事業に従事する者の内、煙草、燐寸の專賣局、兵器工廠等の國營工場に働く勞働者、自治都市所屬の道路工夫等は性質上一般勞働者と異ならざれば、是等には職業組合權を認むるも、巡查、郵便局員、小學教員等苟くも公權行使の任に當る者には之を認めざる方針である。反之、行政裁判に於ける參事院 (Conseil d'Etat) の判決に據れば、國立養育院の傭人又は自治都市所

屬の大工、鍛冶職等の職人を一般官吏に準じて是等の團體に對し「職業組合として裁判所に訴する權無し」と判決を下してゐる。(然るに同じく參事院が行政裁判に於て「國立養育院の傭人は國務に従事する官吏と異なる故、住宅手当の支給を受くる權無し」と裁斷してゐるのは一職業に對し矛盾せる二種の解釋を下せるものとして一般から非難せられてゐる。)

官公吏職業組合に對する立法及び裁判所並に參事院(行政裁判所として)の判決は既述の如くであるが、行政上に於ては一九二四年五月組閣せるエリオ内閣が社會黨に對する政策や官吏全國聯合の強要に依り官公吏職業組合の合法性を認めたる以來、行政官廳は事實に於て公然官公吏職業組合を認め得る状態である。

第二節 理事者の資格

職業組合の理事者は、(一)組合員たること、(二)佛蘭西國民たること、(三)私權(政治上の權利たる公權に對し民法上の權利を謂ふ)を享有する者たることを要す。従つて外國人は佛蘭西人と同等に職業組合員たり得れども、理事者たる資格を認められぬ故、外國人のみの職業組合は成立せざることとなる。又佛蘭西法上私權の行使無能力者たる妻、未成年者及び禁治産者の理事たる資格に付ては、一八八四年職業組合

制定後永らく問題となつた所であるが、一九二〇年の改正法は妻及び未成年者の理事たる資格並に組合加入に付き明文を以て左の如く規定した。『職業ニ従事セル妻ハ夫ノ許可無クシテ職業組合ニ加入シ且組合ノ理事者トナルコトヲ得』(第五條)『十六歳以上ノ未成年者ハ其父、母又ハ後見人ノ反對無キ限り、組合ニ加入スルコトヲ得レドモ、理事者タルコトヲ得ズ』(第六條)。一九二〇年改正法は禁治産者並に準禁治産者に付ては規定する所が無いが組合の理事者たり得ずと一般に解せられる。

註 組合の理事者たるには私權(droits civils)の全部を享有することを要するものにして、親權を喪失せる者其他刑罰に依り私權の一部を失へる者等は總て組合の理事者たることを得ない。但し破産を宣告せられたる者は何等私權を失はざる故、理事者たるを妨げない。

第四章 「職業組合聯合」の組織上の條件

「職業組合聯合」の基本條件は之を組織する各職業組合が合法的に設立されたるを以て足り、地域的制限を設けざるは勿論、加入職業組合が同種なりや異種なりやを問はない。此點に關し職業組合が職業的關係を有する者の間に於てのみ組織さるべきものなるに比し「職業組合聯合」組織の範圍は極めて廣大である。因に労働總同盟(C.G.U.)や統一労働總同盟(C.G.I.U.)は「職業組合聯合」にして凡ゆる職業の労働者を包含してゐる所以である。

「職業組合聯合」の法人格、能力、目的並に届出等は總て職業組合の規定が準用さるのであるが、只組織に關し「職業組合聯合」獨特の規定としては左の如く定めらる。『所定ノ條件ニ從ヒ、「職業組合聯合」ヲ組織スル職業組合ノ名稱並ニ事務所ヲ届出ヅルコトヲ要ス。「職業組合聯合」所屬ノ職業組合ガ如何ナル法則ニ從ヒテ、理事會及ビ總會ニ代表セラルベキカヲ規約中ニ定ムルコトヲ要ス』(第二十五條)。

第五章 職業組合の目的

職業組合及び「職業組合聯合」の目的は職業組合法第一條に依り『専ラ經濟上、工業上、商業上、農業上ノ利益ノ保護及ビ研究』に限られたるものなれば、職業的利益の維持増進の範圍を超えて政治及び宗教其他の問題に關與することを得ない。即ち政治的意義を有する總同盟罷業は勿論、政治上の選舉、自治團體の選舉に關係することは違法とせらるるものであるが、労働審判所又は商事裁判所の役員選舉の如き職業的關係深き選舉に於て、候補者への投票依頼を爲すことは認められてゐる。又職業組合が商業を營むことを得ざるは當然である。

對國家的總同盟罷業を職業組合の目的外の行爲であるとし、之を企てたる労働總同盟が解散された例が大戦直後にある。即ち一九二〇年五月鐵道從業員の同盟罷業が導火線となつた労働總同盟(C.G.T.)の總同盟罷業は約一ヶ月に涉り、國內交通運輸に非常なる梗塞を來たし、收入損失額二千二百萬「フラン」、石炭の停滯八十萬噸に及んだ。之に對し裁判所は斷乎たる處置に出で職業組合法の罰則を適用し、「労働組合聯合」たる労働總同盟の解散を命じ、理事「ジュオー」以下の幹部に罰金を科した。其判決理由としては労働總同盟が不法に組織されたる官吏組合聯合を加入せしめ居りしこと、嘗て政

治犯人に對し大赦運動を爲し又は佛蘭西の對露干涉に反對したる等純政治的行動をなせること、且一國の産業を休止して自己の要求を貫徹せんとする對國家的總同盟罷業は職業組合本來の目的に背馳する旨を宣告した。但し勞働總同盟は解散命令後直ちに職業組合法に準據して新設されて解散の實際の效果は無かつた。

職業組合法に於ては組合の目的を職業的利益の保護、研究と規定したる外、其活動範圍に付き左の如く列擧してゐる。即ち組合員間に於ける共濟基金及び退職基金の設置（第二十一條）、住宅の建築、勞働者庭園用、體育用、衛生用の土地取得（第十二條）、勞働紹介所の設置、管理、及び職業的事業（研究所、農事試驗所、講演、出版、其他教育關係事業並に保險、共濟組合の如き災害準備的敷設）の創立、管理又は金銭的補助（第十三條）、生産組合若くは消費組合に對する金銭的補助（第十四條）、組合員に利益分配を爲さざる條件を以て職業に必要な物品を購入して組合員に貸貸、分配等を爲すこと若くは組合員の生産品賣捌きの無償取次（第十六條）を爲すことを得。

第六章 職業組合の法人格

一八八四年制定の職業組合法は職業組合に法人格を與ふる旨を明記せざりしも、組合に訴訟能力、會費使用權、財産取得能力を與へたから、法人格を認めたとするは一般に異論が無かつたが、其法人の能力、活動範圍は極めて制限されたものに過ぎなかつた。

然るに一九二〇年の改正法は職業組合の能力を著しく擴大し明文を以て左の如く規定した。『職業組合ハ人格ヲ享有ス。組合ハ訴訟當事者能力ヲ有シ且認可ヲ經ズシテ、無償又ハ有償ニ動産、不動産ヲ取得スルコトヲ得。職業組合ハ其代表スル職業ノ共同利益ニ直接又ハ間接ニ損害ヲ加フル行爲ニ關シ、私訴ノ原告ニ與ヘラレタル權利ヲ總テノ裁判所ニ於テ行使スルコトヲ得』（第十條）。

尙一九二〇年の改正に當り「職業組合聯合」は職業組合と同じ民事能力を有する旨明文を以て規定し、法人格を認めた。

第七章 職業組合の届出

職業組合の設立には簡単な届出を以て足り、組合法第三條に規定された如く規約及び理事者の氏名を設立地の市町村役場(巴里にては「セーヌ」縣廳)に届出るに依り、當然法人格を取得す。尙職業組合は公益組合とせらるる結果、届出に伴ふ印紙税を免除される。

届出を爲さざる職業組合が法人格を有せざるは勿論にして、無届職業組合は組合法の罰則(第五十四條)に據り、理事者の罰金又は罰金と組合解散とを併科さるべきが立前なれども、實際に於ては無届職業組合が罰則の適用を潜つて存在する有様でゐる。

佛蘭西に於て結社(Association)禁止は大革命以來の立法精神であつたが、一般結社の解禁に先立ち、一八八四年先づ職業的結社を認むる職業組合法制定され、其後十七年一九〇一年に至り初めて一般的結社の自由が認められたのである。然るに一九〇一年の一般結社法に依れば、宗教的結社を除く一般結社は届出を爲すときは法人格を取得するものとし、一方職業組合法と異なり無届結社をも明文上認め、只之に對しては法人格を與へないものとした。併し一九〇一年の一般結社法には『今後本法が職業組合關係ノ諸法規ト牴觸スル場合ハ該法規ヲ適用ス』と規定してゐるから、法文上から見ると無届

職業組合は無届結社を認むる一般結社法に均霑すること不可能で、職業組合法の罰則の適用を免れ得ない譯であるが、現實の問題として訴追に對し無届職業組合が届出を要せざる一般結社なりとの口實を用ひ、脱法行爲を爲すときは如何とも取締り難い。されば一九〇一年一般結社法制定以後は無届職業組合が法人格を装ひ、組合名義を用ひて財産を取得し又は訴訟當事者となる等一九〇一年一般結社法の罰則に觸れざる限り處罰せられざるを例とする。即ち佛蘭西に於ては英國に於けると同じく法人格を有する届出職業組合の外、法人格無き無届職業組合が職業組合法の適用範圍外に事實上處罰せらるること無く存在してゐるのである。

第八章 職業組合に對する特典

二三

職業組合の集會、圖書館の施設並に職業教育上の講義の爲め必要なる不動産、動産は明文を以て差押ふることを得ずと定め、又職業組合員間に組織せる共濟基金に就ても、共濟組合法所定の範囲内に於て同様に差押へ得ずと規定せらる。尙職業組合は公益組合とされ、他の組合に比し簡単な届出を以て足り、且届出に伴ふ印紙税免除の特典がある。

第九章 職業組合法違反に對する制裁

職業組合法に違反せる職業組合及び「職業組合聯合」に對しては理事者を十六法以上二百法以下の罰金に處す。特に規約及び理事者の氏名、資格に關し虚欺の届出を爲したる場合は、右罰金の最高額を五百法迄引上ぐることを得。且始審裁判所檢事の請求あるときは裁判所は職業組合法に違反せる職業組合又は「職業組合聯合」の解散をも命ずることを得る。

尙職業組合法に違反して組織されたる組合は解散の宣告迄法人格を有せしものと認めらるるや、又は全然初より法人格を有せざりしものとして取扱はるるかは、判例及び學說の岐れる所であるが、最近の通説に依れば、無職業者一名を加へて職業組合を組織するが如き微細なる違反の場合にも、其組合は始より法人格無きものと看做され、其組合の法人として爲せる總ての行爲は總て無効となるものである。

第十章 職業組合員の脱退と除名

職業組合法は組合不加入の自由を認め、即ち組合員の脱退の自由を保證し、假令脱退せざる旨を誓約せる場合と雖も、何時にても自由に組合より脱退することを得となし、且脱退者が職業組合員を以て組織されてゐる共済組合並に老年退職給與組合に從來掛金其他の拂込に依り出資し居たる場合は、職業組合脱退後も此共済組合等の組合員たる権利を失はずと規定してゐる。只組合脱退者は脱退後六ヶ月分の組合費を支拂ふ義務がある。

職業組合員の除名に付ては、規約中に自由を其条件を定め得るものにして、規約の實際を見るに有罪判決、破産、組合員に對する重大なる侮辱、組合費不拂を除名条件とするものが最も多い。原則として組合員が豫告せられず又は豫知し得べからざるが如き理由に依り之を除名することは違法とせられ（一九二四、一〇、二七、大審院判決、一九二六、二、一六、*Re. J. J. J.* 民事裁判所判決）、假令組合總會の決議を以てするも、豫告せざる理由を以て組合員の除名を爲すことを得ず（一九一〇、三、一五、大審院判決）。乍併組合員當然の義務たる組合費不拂の場合の如きは、假令規約中に定められざるときと雖も、普通法上契約の権利に従ひ組合員を除名することを得（一九〇四、一一、二三、*Am. Ex.* 控訴院判決）。

第十一章 組合命令に違反せる組合員に對する損害賠償

労働組合員の總會決議違反、即ち總會が決議せる罷業に加擔せず、又はボイコットされた工場に雇はれ、若くは組合賃銀以下にて働く場合に於て、労働組合は其組合員を相手取り損害賠償を請求することを得とするを通説とする（一九〇四、一一、二三、*Am. Ex.* 控訴院判決、同趣旨、備主組合に對する一九二二、一一、一、*Lyon* 民事裁判所判決——反對、一八九九、六、二八、南 *Grenoble* の治安裁判所判決及び備主組合に對する一九二二、五、二七、*Riom* 控訴院判決）。

職業組合同約中に除名条件を自由に定め得べきは、既に「職業組合員の除名」の項（第二十四頁）にて記述せる所であるが、組合命令違反に對する罰金等の處罰も之を規約中に規定しあるときは有効で、労働組合は其罷業命令に違反せる組合員に對し規約所定の罰金を請求し得る（一九二六、一一、一七、大審院判決）但し規約中に定められたる罰則も、職業的利益保護の目的を超えたる政治的罷業命令違背の場合の如きに於ては、其効力が無い（一九一四、一一、一六、大審院判決）。

第十二章 労働組合員の雇傭及び解雇

第一節 労働組合員に對する雇傭拒否及び解雇

労働組合員たるの故を以てする傭入拒否及び解雇に關しては成文法上何等の規定無く、之を判例に徴さざるを得ない。而して此問題は相當複雑にして、判決中には多少の矛盾が無いでもないけれども、雇傭の場合と解雇の場合とに於て少しく趣きを異にしてゐる。

(イ) 雇傭の場合

傭主が労働組合員の雇傭を拒み、又は労働組合不加入を條件として、労働者を雇傭し得るやの問題に關して、一九一五年三月九日の大審院判決は左の如く裁斷してゐる。『總テノ傭主ハ自己ノ事業ニ従事スル者ヲ自由ニ取捨選擇スル權利ヲ有スルモノニシテ、労働組合員ノ雇傭ヲ拒否シ、若クハ雇傭期間中労働組合ニ加入スルノ權利ヲ放棄セル者ノミヲ雇傭スルコトヲ得』。但し右の傭主の自由選擇權は『自己ノ職業的利益ヲ目的トスル限度ニ於テ』之を有効に行使し得べきものにて、反之、若し『労働組合ニ對スル敵意又ハ其活動ヲ阻害セントスル意思ヨリ出デタルトキ』「權利濫用」の法理に従ひ、組合員に對する雇傭拒否は不法となり、又其組合に加入しない誓約は無効となる。

尙一般に認めらるる所に依れば、傭主は雇傭拒否に付何等其理由を説明する義務を有しないが、單に組合員なるを理由として雇傭を拒否したることが極めて明白な場合は「權利濫用」となる。

(ロ) 解雇の場合

既に雇傭せる被傭者に對しては、雇傭の場合とは多少趣きを異にして、單に労働組合員たる故のみを以て勤務上無過失の被傭者を解雇すること、或は傭主の意思に反して労働組合の設立に參與したる者を誡首すること、又は解雇を以て威嚇して労働組合より脱退を餘儀無くせしめること等は總て「權利濫用」となり不法である。(一九〇五、三、一三、大審院判決、一九〇六、一、一一、Tille裁判所判決) 一九二六、三、二六、Avignon 勞務裁判所判決

注 佛蘭西の現行諸法典は大部分所謂「ナポレオン」法典に屬し極めて古く、其後屢々部分的修正行はれたるも、元來百餘年前の制定にかかれるものなれば、其條文の解釋も判例に依り徐々に變更補充せられ、佛蘭西は成文法國と稱せらるるに拘はらず、其實質は判例的慣習法國である。此傾向は民法に於て殊に著しい。所謂「權利濫用」の法理も亦何等明文に依るものに非ずして、唯判例の採れる態度に過ぎぬ。即ち「自己の權利を行使するものは何人をも害せず」と言ふ羅馬法以來の觀念を棄てて、社會法的地見地より權利行為と雖も、不當に他人を害するときは、之を權利行使と見ずとなすものである。如何なる場合に權利の濫用を生ずるかに就ては、害意説、權利衝突説、權利目的逸脱説、過大損害説、正當利益欠缺説等種々あれども、判例は是等の説の何れにも拘泥せず、機に臨み、變に應じて、社會法的地見地に立脚して右諸説を適宜採用してゐる。一方に於て佛蘭西

の判例が民事責任に關し最輕過失、換言すれば殆ど無過失なる行爲に依り他人に損害を及ぼせる場合に於ても、損害賠償責任を認める主義を採れると相俟つて、「權利濫用」の法理は不法行爲の客觀的要件を緩和して、被害者の救済に努むる社會法的傾向に順應せるものである。元來佛蘭西に於ては行政處分に對する「權力濫用」の觀念夙に發達し、此法理に促されて、私法上に於ても「權利濫用」の觀念認めらるに至つたのである。

第二節 労働組合員のみを雇傭する協定

傭主と労働組合との間に於ける「労働組合員のみを雇傭する」協定が如何なる程度迄有効なるかを一判例に徴するに左の如し。

森林伐採請負人と一地方樵夫組合とが團體交渉をなし、該樵夫組合員以外の者の雇傭に際しては、組合代表者の同意を要する旨を申合せたるに、伐採請負人が之に違反して二名の非組合員を無斷雇傭したる事件に於て、*Nevers* 民事裁判所は伐採請負人の契約違反を認め、同事件に於ける第一審裁判所の判決を支持し五百法の損害賠償を命じた。其判決理由に依れば「労働の自由を侵害する契約は固より民法第千三百三十一條に據り無効であるが、眞に労働の自由を侵害するものなるや否やは、此種契約が永久的性質のものなるや否や、又其目的が専ら或種労働者の排斥にあるか否かに因り決するものである。然るに本契約は非組合員の排斥を目的とするものに非ずして、之に因り仕事の監督統制を便な

らしめるものであり、一方本契約の拘束力は單に一地方の一伐採事業に限られ、且一時的性質を有するに過ぎない。従つて本契約は有効である」と裁斷してゐる（一九二七、七、一三、*Nevers* 民事裁判所判決、同

趣旨一九一六、一〇、二四、大審院判決）。

第十三章 同盟罷業、工場閉鎖及び同盟排斥

第一節 團結行爲(Coalitionの謂)の自由と同盟罷業及び工場閉鎖

「ナポレオン」第一世に依り制定せられたる刑法典第四一四條、第四一五條或は職業的團結評議を禁止せる「シャブリエ」法と同様に、労働又は産業の協同中止を企て又は之を他人に強要する行爲を處罰せるもので、同種の行爲に關して傭主よりも労働者に對する處罰を遙に重くし、十九世紀大半に涉り労働運動を嚴に彈壓したが、労働者は之に屈せず屢々罷業を企て、殊に七月王朝時代(一八三〇—一八四八年)に入りて暴動化したる罷業頻繁にして流血の慘事を見たる例すら尠からず、政府の取締も亦嚴にして一八三四年刑法中の秘密結社の處罰規定を更に重くしたることは既に「職業組合の公認と其沿革」にて述べた所である。

ナポレオン第三世政府は一八六〇年以後政策を變更して労働運動取締方針を俄然緩和するに至り、一八六四年五月には労働者の要求を容れて、前記刑法第四一四條及び第四一五條を改正し團結行爲禁止規定を除去變更した。即ち此條文改正に依り労働の協同的中止(同盟罷業や工場閉鎖)を畫策する團結行

爲の自由が完全に認められたものである。乍併改正された新規定は團結行爲に際して不加盟者に對して暴行、傷害、脅迫、詐術等の手段を用ゐるときは、其目的とする労働の協同中止が現實に成功せるや否やを問はず、労働(又は産業)の自由を侵害するものとして嚴重に處罰した。要之一八六四年の刑法第四一四條及び第四一五條の改正は團結行爲を禁止してゐた從來の規定を廢して團結行爲の自由を認めた一方、此團結行爲貫徹の手段として用ゐる暴行、傷害、脅迫、詐術に付ては一般刑法規定よりも嚴重に處罰する新規定を設けたものである。

第四一四條の改正條文(現行法)に據れば、罷業勸誘に際して、蹴る、突く、殴るの暴行、傷害を與ふるときは、一般の暴行、傷害罪より重く罰され、又普通刑法規定に於ては、詐術は財物を騙取する詐欺取財に限り、犯罪を構成するものなれども、罷業の際、工場主に對し虚偽の事柄に付き讒誣中傷し、其他罷業熱を煽らんとして、傭主に不利にして労働者に有利なる虚構の事實を新聞紙其他の方法を以て宣傳するが如きも第四一四條の詐術として處罰される。普通刑法規定の脅迫罪は書面又は口頭を以てするを要件とし、尙口頭の場合には必ず命令的又は條件附(従はざれば危害を與ふる等)なるを要するものであるが、第四一四條の脅迫は廣義に解され、罷業時の「ピケツチング」に於ての罵詈雑言、又は無言の儘で拳固を示すが如き所作も脅迫となる。但し罷業者が不加盟者に對する示威の目的を以て、坑口

や工場の入口に單に多數集合する程度の「ピケッチング」は處罰せられぬ。

尙前記暴行 (Violences) 中には物品器具に對する加害行爲を含むものにして、例へば、汽罐の火を斷ち、蒸氣を閉鎖する等のサボターヂ、即ち破壊的手段に依る作業防害も違法とせられる(一九一、四、五、巴里控訴院判決)。

右第四一四條の處罰は労働の協同的中止に付きての傭主及び労働者の行爲に限らず、第三者の行爲にも及ぶもので、例へば、一代議士が公開状中に「罷業者の要求が容れられずんば、彼等は暴行手段に出づべし」と記せし場合は第四一四條の脅迫と認められたが、但し第三者は單に犯罪行爲の助言を爲したるに止まり、従犯又は共同正犯との共犯關係とならざる限り處罰せられざるものである(一八九六、七、二〇)。(Tonlouise 控訴院判決)。

註 刑法第四一四條「暴行、傷害、脅迫、詐術、(violences, voies de fait, menaces ou manœuvres frauduleuses)ノ手段ニ依リ、賃銀ノ増減ヲ強制センガ爲メ、或ハ産業又ハ労働ノ自由ヲ侵害センガ爲メ、労働ノ協同的中止ヲ爲シ又ハ爲サントシ、之ヲ維持シ又ハ維持セントシタル者ニハ六日以上三年以下ノ禁錮或ハ十六法乃至三千法ノ罰金ニ處シ若クハ右禁錮及ビ罰金ノ兩刑ヲ併科ス」
刑法第四一五條「前條ニ據リテ處罰セラルベキ行爲ガ協同的畫策ニ依リ爲サレタルトキハ、裁判所ノ判決ニ依リテ、犯人ヲ二年乃至五年間、滞在禁止 (interdiction de séjour)ニ附スルコトヲ得」

欠

欠

附録 第一

職業組合法 (Loi sur les syndicats professionnels)

職業組合法は一八八四年三月二十一日制定せられたるものにして、後一九二〇年三月十二日改正せられ、次で右單行法は一九二七年三月一日何等の修正を施されず其儘勞働法典第三編職業團體の第一章及び第三章に編入せられたのである。其條文左の如し。

勞働法典 第三編 職業團體

第一章 職業組合

第一節 職業組合ノ目的及組織

第一條 職業組合ハ専ラ經濟上、工業上、商業上及ビ農業上ノ利益ヲ研究保護スルヲ以テ目的トナス。

第二條 同一職業若クハ類似ノ職業又ハ特定生産品ノ製造ニ協力スル互ニ牽連セル職業或ハ同一ノ自由職業ノ何レカニ從事スル者ノ間ニ於テハ自由ニ職業組合ヲ組織スルコトヲ得。

第三條 職業組合ノ設立者ハ規約及ビ名目ノ如何ニ拘ハラズ組合ノ管理指揮ニ任ズル者ノ氏名ヲ届出ヅルヲ要ス。

届出ハ組合ガ設置セラレタル地方ノ市町村役場ニ對シテ之ヲ爲ス可キモノトス。但シ巴里ニ於テハ「セーヌ」縣廳ニ届出ヅベシ。届出ハ指揮者又ハ規約ノ變更毎ニ之ヲ更新スベキモノトス。規約ハ市町村長又ハ「セーヌ」縣知事ヨリ之ヲ始審裁判所檢事ニ送付スベシ。

第四條 職業組合ノ管理、指揮ニ任ズル組合員ハ佛蘭西人ニシテ、且私權 (droits civils)ヲ享有スルコトヲ要ス。

註 私權トハ公權 (droits politiques)ニ對スル語ニシテ主トシテ民法上ノ權利ヲ指ス。

第五條 職業ニ従事シ又ハ手工業機械工業ニ従事スル妻ハ夫ノ許可無ク職業組合ニ加入シ且其管理又ハ指揮ニ關與スルコトヲ得。

第六條 十六歳以上ノ未成年者ハ、父、母、又ハ後見人ノ異議ナキ限り職業組合ニ加入スルコトヲ得レド、如何ナル場合モ其管理又ハ指揮ニハ關與スルコトヲ得ズ。

第七條 業務又ハ職業ヲ廢止シタル後ト雖モ、一年以上業務又ハ職業ニ在リタル者ハ、引續キ組合員タルコトヲ得。

第八條 職業組合ノ組合員ハ反對ノ約款ノ有無ニ拘ハラズ何時ニテモ組合ヨリ脱退スルコトヲ得。但シ組合ハ脱退後六ヶ月分ノ組合費ヲ徴收スル權利ヲ有ス。

第九條 組合ガ任意ニ又ハ規約ニ從ヒ若クハ裁判所ノ判決ニ依リ解散シタルトキハ、其財産ノ歸屬ハ規約ニ定メアルトキハ規約ニ從ヒ、規約ニ定メ無キトキハ組合總會ノ決議ニ從フ。但シ如何ナル場合モ組合財産ハ組合員間ニ之ヲ分配スルコトヲ得ズ。

第二節 職業組合ノ民事能力

第十條 職業組合ハ法人格ヲ享有シ、裁判所ニ出訴スル權利ヲ有シ又認可ヲ要セズシテ有償若クハ無償ニテ動産若クハ不動産ヲ取得スルコトヲ得。

第十一條 職業組合ハ其代表スル職業ノ共同利益ヲ直接又ハ間接ニ侵害スル行爲ニ關シ、私訴ノ原告ニ與ヘラレタル一切ノ權利ヲ總テノ裁判所ニ於テ行使スルコトヲ得。

第十二條 職業組合ハ其ノ資金ノ一部ヲ以テ安價住宅ノ設立ニ充テ、又ハ勞働者庭園、體育、保健ニ必要ナル地所ヲ購入スルコトヲ得。

第十三條 職業組合ハ勞働ノ需要及ビ供給ニ關スル紹介所ヲ自由ニ設置、管理シ、又ハ左ノ如キ職業的施設ヲ設置シ、管理シ又ハ補助スルコトヲ得。

職業的豫見設備、研究所、農事試験所、科學的、農業的若クハ社會的教育事業、職業關係ノ講演並ニ出版。

註 豫見設備トハ共濟組合、貯蓄銀行、保險ノ如キ將來ニ備フル爲メ、自己ノ負擔ニ於テ、金錢ヲ支出スルモノヲ云フ。

第十四條 職業組合ハ生産組合又ハ消費組合ニ補助スルコトヲ得。

第十五條 職業組合ハ他ノ組合、會社、企業ト契約又ハ協約ヲ締結スルコトヲ得。勞働ノ集團的條件ヲ目的トスル契約又ハ協約ハ本法第一編第二章第四節乙ニ定ムル所ニ從ヒテ之ヲ締結ス。

第十六條 組合ハ左ノ行爲ヲ規約中ニ規定シ且組合員ハ拂戻ノ形式ニ於テスルト否トヲ問ハズ利益ヲ配當セザルコトヲ條件トセバ之ヲ爲スコトヲ得。

一、組合員ニ對シ其職業ノ爲メ必要ナル凡テノ物件、例ヘバ原料、道具、器具、機械、肥料、種子、苗木、家畜ノ糶秣ヲ有償無償ニ貸與シ又ハ分與スル爲メ之ヲ購入スルコト。

二、組合員自身ノ勞働又ハ經營ニ依リテ專ラ得タル生産物ノ販賣ヲ無償ニテ仲介スルコト又其販賣ヲ容易ナラシムル爲メ、陳列、廣告、公開、注文蒐集、共同發送ヲ爲スコト、但シ販賣ハ組合ノ名義及責任ニ於テ之ヲ行フヲ得ザルモノトス。

第十七條 組合ハ其職業ニ關スル凡テノ紛議及ビ問題ニ付協議ニ與カルコトヲ得、訴訟事件アル場合ニ於テ當事者

ハ組合ノ意見ヲ求メ其通知及ビ謄本ヲ受クルコトヲ得。

第十八條 組合ニ對シ本章ニ規定セザル權利ヲ附與スル特別法ノ規定ハ毫モ本章ニ依リ妨ゲラレザルモノトス。

第三節 職業組合ノ標號

第十九條 組合ハ一八五七年六月二十三日ノ法律第二條（一八九〇年五月三日ノ法律ニ依リ修正セラル）ニ於テ規定スル條件ニ從ヒ其標號ヲ届出ヅルコトヲ得。組合ハ届出ヲ爲シタルトキヨリ該法ノ規定ニ從ヒ、其標號ニ對スル專用權ヲ主張スルコトヲ得。

標號ハ出處及製造條件ヲ保證スル爲メ凡テノ生産物又ハ商品ニ表記スルコトヲ得。標號ハ其生産物ヲ販賣スル凡テノ個人又ハ企業之ヲ使用スルコトヲ得。

第二十條 一八五七年六月二十三日ノ法律第七條乃至第十一條ニ於テ商標ノ偽造、使用、模造、又ハ詐欺的使用者ニ對シ定メタル刑罰ハ組合ノ標號ニ關シテモ之ヲ適用ス。
尙刑法第四百六十三條ノ規定ハ此ノ刑罰ニ關シテモ亦適用サルベキモノトス。

第四節 共濟特別基金及退職特別基金

第二十一條 組合ハ現行法ノ規定ニ從ヒ組合員間ニ於テ共濟特別基金及ビ退職特別基金ヲ設置スルコトヲ得。

第二十二條 特別基金ハ共濟組合ニ關スル一八九八年四月一日ノ法律第十二條ノ規定ノ範圍ニ於テハ之ヲ差押フルコトヲ得ズ。

第二十三條 組合ヨリ脱退スル凡テノ者ハ其掛金又ハ基金拂込ニ依リ出資シ居タル共濟並ニ老年退職給與組合ノ組合員タル權利ヲ失フコトナシ。

第五節 職業組合ノ聯合

第二十四條 本章ノ規定ニ依リ正規ニ組織シタル職業組合ハ經濟上、工業上、商業上及農業上ノ利益ヲ研究保護スル爲メ、自由ニ聯合スルコトヲ得。

第二十五條 本章ノ第一條、第三條、第四條、第五條、第六條及第七條ノ規定ハ組合聯合ニ之ヲ適用ス、聯合ハ第三條ノ規定ニ從ヒ所屬組合ノ名稱及ビ事務所ヲ届出ヅルヲ要ス。

聯合ハ定款ヲ以テ理事會及ビ總會ニ於ケル所屬組合ノ代表方法ニ關スル規則ヲ定ム可キモノトス。

第二十六條 組合聯合ハ本章第二節、第三節及ビ第四節ニ於テ職業組合ニ附與シタル凡テノ權利ヲ取得ス。

第二章（職業組合ニ無關係ニ就キ省略）

第三章 罰 則

第五十四條 本法第一條乃至第七條、第二十四條、第二十五條及ビ第二十六條ノ規定ニ違反シタル場合ニ於テハ組合ノ指揮者又ハ管理人ヲ訴追シ十六法以上二百法以下ノ罰金ニ處ス、尙裁判所ハ檢事ノ請求アルトキハ組合ノ解散ヲ宣告スルコトヲ得。

規約、並ニ理事者ノ氏名、資格ニ關シ虚偽ノ届出ヲ爲シタル場合ハ右ノ罰金ヲ五百法迄引上グルコトヲ得。

附録 第二

五六

労働協約法

労働協約法 (Loi relative aux conventions collectives de travail) は一九一九年三月二十五日制定公布せられ、労働法典第一編の第三十一條、第三十一條 a 乃至 x、第三十二條に編入せられたものである。其條文の左如し。

労働法典 第一篇

第二章

第四節ノ二 労働協約

第一款 協約ノ性質及有効條件

第三十一條 労働協約トハ労働條件ニ關スル契約ニシテ、一方ハ職業組合其他凡テノ被傭者團體ノ代表者ト、他方ハ職業組合其他凡テノ傭主團體ノ代表者、個人名義ヲ以テ契約スル二人以上ノ傭主若クハ單一ノ傭主トノ間ニ締結セラルルモノヲ云フ。

協約ハ、各當事者ガ相手方ニ對スル約束ヲ定ムルモノニシテ、就中協約ニ依ツテ拘束セラルル人々ガ當該協約ノ目的タル所ノ労働部類ニ付イテ相互間ニ又ハ第三者トノ間ニ締結スベキ個人労働契約又ハ労働組合契約 (contrat d'équipe) ノ準據スベキ條件ヲ定ムルモノトス。

註 contrat d'équipe とは労働者數人が一組を成して一括的に傭主と契約し一定の仕事を請負ふを云ふ、例へば、製罐工 (boiler-

maker) がボーション (boat-swain) の指揮の下に先手・當番・銚燒き・鑪吹き等一組を爲して作業に従事し賃銀の如きも一組一括して之を受くる如し。組には夫々組長ありて組員全體を代表して契約を爲し賃銀を受くるを通例とする。

第三十一條 a. 反對ノ約款ナキ限り、労働協約ニ依リテ拘束セラルル人々ハ第三者トノ關係ニ於テモ協定セラレタル労働條件ヲ遵守スルコトヲ要ス。

第三十一條 b. 職業組合其他凡テノ團體ノ代表者ハ團體名義ニ於テ、或ハ其團體ノ定款ニ從ヒ、或ハ其團體ノ特別評議ニ依リ、或ハ其團體ニ屬スル者全體ガ各個ニ與ヘタル特別且書面上ノ委任ニ依リ、契約スルコトヲ得。然ラザル限り、其團體ノ特別評議ニ依ツテ追認セラルルニアラザレバ労働協約ハ効力ヲ有セズ。

各團體ハ自ら其評議方法ヲ定ムルモノトス。

第三十一條 c. 労働協約ハ書面ニ依ルコトヲ要シ、然ラザルトキハ之ヲ無効トス。

協約ハ、其締結地ノ勞務裁判所書記課ニ、勞務裁判所ナキカ又ハ當事者ノ特約アルトキハ其地ノ治安裁判所書記課ニ、又ハ當事者ノ特約セル其他ノ勞務裁判所書記課ニ、供託セラレタル翌日ヨリ之ヲ適用ス。

協約ハ總テ其適用セラルベキ地ノ勞務裁判所書記課又ハ治安裁判所書記課ニ之ヲ供託スルコトヲ得。

當事者ハ、協約ガ特定ノ勞務裁判所若クハ治安裁判所ノ管轄区域内ニ適用セラルル爲メニハ、先ヅ之ヲ當該勞務裁判所書記課若クハ治安裁判所書記課ニ供託スルコトヲ要スル旨ヲ協定スルコトヲ得。

協約ノ供託ハ當事者ノ何レカ一方之ヲ爲ス。但シ其費用ハ當事者雙方ノ分擔トス。

一八九二年十二月二十七日法ノ規定ニ從ヒテ治安裁判官ガ労働協約ヲ作成シタルトキハ、本條第二項所定供託アリタルモノト看做ス。

註 「一八九二年十二月二十七日法」とは「傭主と労働者若くは使用人との間に於ける團體的爭議の任意的調停並に仲裁に關する一八九二年十二月二十七日法」を云ふ。

第三十一條 d. 當事者ハ、労働協約ガ或ハ凡ユル場所ニ於テ、或ハ特定ノ地方ニ於テ、或ハ一定ノ場所ニ於テ、或ハ一個若クハ數個ノ特定企業ニ於テノミ、効力ヲ有スル旨ヲ協約中ニ規定スルコトヲ要ス。

右ノ協定ナキトキハ、協約ハ第三十一條。第二項ニ依リテ其供託ヲ受ケタル書記課ノ屬スル勞務裁判所又ハ治安裁判所ノ管轄區域内ニ於テ其効力ヲ有スベク、其他ノ勞務裁判所又ハ治安裁判所ノ管轄區域内ニ於テハ當事者雙方ガ勞務裁判所書記課又ハ治安裁判所書記課ニ之ヲ供託スルニアラザレバ効力ヲ生ゼズ。

第二款 協約ノ存續期間及ビ解除

第三十一條 e. 労働協約ハ、期間ノ定メナク、一定ノ期間ヲ定メテ、又ハ特定企業ノ存續期間ヲ限度トシテ、之ヲ締結スルコトヲ得。

第三十一條 f. 期間ヲ定メザル労働協約ハ何時ト雖モ當事者一方ノ意思ヲ以テ終了セシムルコトヲ得。但シ其當事者ハ第三十一條 m.ニ定メタル方式ニ依リ協約ヨリ離脱スルコトヲ要ス。

期間ヲ定メザル協約ニ於ケル當事者ノ一方ガ二個以上被傭者團體又ハ二人以上ノ傭主若クハ二個以上ノ傭主團體ヲ包含セルトキハ、是等ノ被傭者團體中最後ノモノ又ハ是等ノ傭主又ハ傭主團體中ノ最後ノモノガ第三十一條 m.ニ定メタル方式ニ依リ棄權ヲ爲スニ非ザレバ協約ノ解除ヲ來スコトナシ。

第三十一條 g. 労働協約ガ一定ノ期間ヲ限リテ締結セララルル場合ニハ其期間ハ五箇年ヲ超ユルコトヲ得ズ。

第三十一條 h. 一定ノ期間ヲ定メタル労働協約ガ滿期トナリタルトキハ、別段ノ特約アラザル限り、期間ヲ定メザ

ル協約トシテ引續キ其効力ヲ有ス。

第三十一條 i. 労働協約ガ一企業ノ存續期間ヲ限度トシテ締結セララルル場合ニ、若シ其企業ガ五箇年内ニ終了セザルトキハ、其協約ハ五箇年ヲ以テ締結セララルルモノト看做ス。

第三款 協約ヘノ加入及ビ協約ヨリノ脱退

第三十一條 j. 總テノ職業組合其他一切ノ被傭者團體若クハ傭主ノ團體又ハ團結ヲナサザル總テノ傭主ニシテ現ニ労働協約ノ當事者タラザルモノハ、協約當事者ノ同意ヲ得テ後ヨリ此協約ニ加入スルコトヲ得。

加入ハ第三十一條 c.第二項ニ依リテ協約ノ供託ヲ受ケタル書記課ガ加入及ビ當事者ノ同意ニ關スル通告ヲ受ケタル日ノ翌日ヨリ其効ヲ生ズ。

第三十一條 k. 労働協約ノ拘束ヲ受クルト認メラルモノ左ノ如シ。

一、當該協約ニ署名シタル被傭者並ニ傭主、及ビ自己ノ名ニ於テ協約セシムル爲メ是等ノ者ニ對シ書面ヲ以テ各別ニ委任ヲ爲シタル人々

二、協約締結ノ際協約ノ當事者タリシ團體ノ團員ニシテ、第三十一條 c.第二項、及ビ第四項所定ノ供託ノ日ヨリ滿八日ノ期間内ニ、團體ヨリ脱退シ、且其脱退ヲ供託ヲ受ケタル書記課又ハ是等ノ者ノ労働契約ニ關スル爭議ヲ裁判スベキ勞務裁判所若クハ治安裁判所ノ書記課ニ通告セザリシモノ、但シ協約ガ同盟罷業又ハ工場閉鎖ノ終止ヲ目的トセルトキハ右ノ期間ヲ三日ニ短縮ス

三、協約ニ後ヨリ加入シタル團體ノ團員ニシテ、第三十一條 j.所定ノ加入通告以後前號所定ノ條件及ビ期間ヲ守リテ團體ヨリ脱退セザリシモノ

四、協約供託ノ後協約ノ當事者タル團體ニ加入シタル者

五、協約ノ當事者タル團體ニ屬セザル傭主ニシテ、第三十一條ノ規定ニ從ビテ直接協約ニ加入シタルモノ
第三十一條 l. 労働協約ガ一定期間ヲ定メテ又ハ特定企業ノ存續期間ヲ限度トシテ締結セラレタルトキハ、次ノ者ニ限り其一定期間又ハ企業存續期間中協約ノ拘束ヲ受ク。

一、協約ノ當事者タル團體ニシテ、締結ニ参加シタルカ又ハ締結後其協約ニ加入シタルモノ

二、前條第一號ニ依リテ協約ニ加入セル被傭者又ハ傭主ニシテ、協約中ニ其氏名ノ記載アルカ又ハ其委任狀ヲ添附シアルモノ

三、前條第五號ニ依リテ協約ニ加入セル傭主

四、協約ノ當事者タル職業組合其他總テノ團體ノ團員タル被傭者又ハ傭主ニシテ、其一定期間又ハ一定企業存續期間ニ付直接加入ヲ爲シ、且其加入ヲ協約ノ供託ヲ受ケタル書記課又ハ是等ノ者ノ労働契約ニ關スル爭議ヲ裁判スベキ勞務裁判所若クハ治安裁判所ノ書記課ニ通告シタル者

右以外ノ者ニシテ協約ノ拘束ヲ受クル人々ニ付テハ、總テノ協約ハ期間ノ定メナキモノト看做ス。

第三十一條 m. 不定期間ヲ以テ締結セラレ又ハ暗黙ノ更新ニ依ツテ延長セラレタル労働協約ノ當事者タル總テノ被傭者團體若クハ傭主團體又ハ團結ヲ爲サザル傭主ハ何時ト雖モ、協約ノ相手方タル、被傭者團體若クハ傭主團體又ハ個々ノ傭主等總テノ當事者、及ビ第三十一條 c. 第二項ニ依リテ協約ノ供託ヲ受ケタル書記課ニ、棄權ノ通告ヲ爲シテ協約ヨリ離脱スルコトヲ得。

此通告ハ別段ノ定メ無キ限り一箇月前ニ之ヲ爲スコトヲ要ス。

第三十一條 n. 労働協約ノ當事者タル被傭者團體又ハ傭主團體ノ團員ハ其協約ガ、不定期間ヲ以テ締結セラレルモノナルトキ、暗黙ノ更新ニ依リテ不定期間延長セラレタルモノナルトキ、又ハ自己ニ關スル限り不定期間ノモノト看做サルモノナルトキハ、總テ何時ト雖モ、協約當事者タル團體ヨリ脱退シ且其脱退ヲ協約ノ供託セラレタル書記課又ハ是等ノ者ノ労働契約ニ關スル爭議ヲ裁判スベキ勞務裁判所又ハ治安裁判所ノ書記課ニ通告シテ、協約ヨリ離脱スルコトヲ得。但シ一定期間其權利ヲ拋棄セルトキハ此限ニ在ラズ。

此通告ハ、別段ノ特約ニ拘ラズ、一箇月前ニ之ヲ爲スコトヲ要ス。

労働協約ガ暗黙ノ更新ニ依リテ一定期間延長セラレタルトキハ、引續キ其協約ノ當事者タル團體ノ團員ハ、總テ、延長後八日內ニ上記ノ條件ニ從ヒテ協約ヨリ離脱スルコトヲ得。

以上ノ諸規定ハ總テ團體脱退後協約ノ拘束ヲ受クル者ニ之ヲ適用ス。

第三十一條 o. 被傭者又ハ傭主ハ五箇年ヲ超ユル期間現行協約ヨリ離脱セザルコトヲ約スルヲ得ズ。

被傭者ハ、其傭主自ラガ協約ニ依リ拘束セラレベキ期間ヨリ長期間ニ涉リ現行協約離脱ノ權利ヲ拋棄スル旨ヲ労働契約ノ一項トシテ、約スルコトヲ得ズ。

被傭者又ハ傭主ノ現行協約離脱權ノ拋棄ハ總テ、協約ノ供託ヲ受ケタル書記課又ハ是等ノ者ノ労働契約ニ關スル爭議ヲ裁判スベキ勞務裁判所又ハ治安裁判所ノ書記課ニ通告スルニ依テ其効力ヲ生ズ。

第三十一條 p. 被傭者又ハ傭主ガ、第三十一條 k. 第二項及ビ第三項所定ノ手續ニ依ツテ労働協約ヨリ又ハ集團的ニ與ヘタル委任ヨリ離脱スル權利ヲ拋棄スル契約ハ、總テ之ヲ無効トス。

第四款 協約ノ効力及ビ制裁

第三十一條 q. 第三十一條 k.ノ規定上労働協約ニ因ル義務ヲ各ミ負フモノト認ムベキ被傭者ト傭主トノ間ニ於テ、労働契約ガ成立セルトキハ、其契約ヨリ生ズル關係ハ、別段ノ約定ニ拘ラズ、該協約中ニ定メラレタル原則ニ依リ支配セラル。

第三十二條 r. 労働契約當事者ノ一方ノミガ労働協約ノ條項ニ依リ拘束セラルルモノト認メラルベキ場合ニハ、別段ノ約定ナキ限り、其労働契約ヨリ生ズル關係ハ右條項ノ適用ヲ受クルモノト推定ス。

第三者ニ對スル關係ニ於テモ拘束ヲ受クル労働協約ノ當事者ガ、第三者ニ對スル關係ニ於テ該協約中ノ原則ニ違反スル條件ヲ承諾セルトキハ、自己ガ引受ケタル債務ノ不履行ヲ理由トシテ民事上訴追セラルベシ。

第三十一條 s. 労働協約ニ依ツテ拘束セラルル被傭者ノ團體若クハ傭主ノ團體ハ協約ノ誠實ナル實施ヲ妨グベキ何等ノ行爲ヲモ爲サザルベキ義務ヲ負フ。

是等ノ者ハ協約所定ノ範圍ニ於テノミ其實施ノ擔保者タリ。

第三十一條 t. 労働協約ニ依リテ拘束セラルル團體ニシテ訴訟當事者能力ヲ有スルモノハ、協約當事者タル他ノ團體、其團員、又ハ自ラノ團員、其他協約ニ依リテ拘束セラルル一切ノ人々ニシテ協定ノ約束ヲ犯シタルモノニ對シ、自己ノ名義ニ於テ損害賠償ノ訴ヲ提起スルコトヲ得。

第三十一條 u. 労働協約ニ依リテ拘束セラルル人々ハ同ジク其拘束ヲ受クル其他ノ人々又ハ團體ニシテ協定ノ約束ヲ犯シタル者ニ對シテ損害賠償ノ訴ヲ提起スルコトヲ得。

第三十一條 v. 労働協約ノ當事者ニシテ訴訟當事者能力アル團體ハ、其各團員ノ爲メ其協約ヨリ生ズル一切ノ訴權ヲ行フコトヲ得ベク、當該團員之ヲ知レルニ拘ラズ反對ヲ表示セザル限り、其委任ヲ受ケタル旨ヲ證明スルコト

ヲ要セズ。但シ其團員ハ何時ト雖モ團體ノ爲シツツアル訴訟ニ參加スルコトヲ得。

労働協約ニ起因スル訴ガ一個人又ハ一團體ニ依リ提起セラレタルトキハ、其協約ノ拘束ヲ受クル者ヲ團員トスル訴訟當事者能力アル他團體ハ、訴訟ノ結果ガ其團員ニ及ボスベキ團體的利益ヲ理由トシテ、何時ト雖モ繫屬中ノ訴訟ニ參加スルコトヲ得。

第五款 雜 則

第三十一條 x. 労働協約ノ當事者ハ、協約ノ實施上生ズベキ争訟ノ全部又ハ一部ノ裁斷ヲ、一定ノ手續ニ依リテ任命セラレタル又ハセラルベキ仲裁者ニ一任スベキ旨ノ條項ヲ有効ニ定ムルコトヲ得。

第三十二條 本節ニ定メタル凡テノ通告ハ第三十一條 c. 第二項所定ノ協約供託ガナサレタル書記課ニ之ヲ集中ス。

利害關係アル總テノ人々ニ對スル労働協約及ビ之ニ關スル通告ノ通知ハ無償ニテ之ヲ爲ス。

ソレ等ノ人々ハ自己ノ費用ヲ以テ適法ナル認證謄本ノ交付ヲ求ムルコトヲ得。

勞務裁判所又ハ治安裁判所書記ノ手當、費用及ビ手数料收納ノ方式、本條第一項所定ノ通告集中ノ方式、及ビ協約並ニ通告ヲ通知スル方式ハ大統領令ヲ以テ之ヲ定ム。

附錄 第三

參考書

- Paul Pic,—*Traité Élémentaire de Législation Industrielle*, Paris, 1930.
 René Foinet et Emile Dupont,—*Manuel Élémentaire de Législation Industrielle*, Paris, 1930.
 Henri Capitant et Paul Cuche,—*Précis de Législation Industrielle*, Paris, 1930.
 Emile Cazalis,—*Syndicalisme Ouvrier et Evolution Sociale*, Paris, 1925.
International Labour Office,—*Freedom of Association*, vol. I, Geneva, 1927.
International Labour Office,—*International Survey of Legal Decisions on Labour Law*, issued annually, Geneva, 1926—1930.
 David J. Saposs,—*The Labor Movement in Post-War France*, (*Social and Economic Studies of Post-War France*, vol. IV), New York, 1931.
 M. R. Clark,—*A History of The French Labor Movement (1910—1928)*, Berkeley, Cal., 1930.
 B. G. De Montgomery,—*British and Continental Labour Policy, The Political Labour Movement and Labour Legislation in Great Britain, France, and The Scandinavian Countries*, London, 1922.
 末弘博士著「労働法研究」

聯合會設立ノ趣意

産業ノ振興ハ實ニ諸般國策ノ根幹ト爲ルヘキニ拘ラス時務動モスレハ之ヲ閑却シテ論議セラレ加之矯激ナル労働竝ニ社會運動カ産業ヲ破壊シ國家ノ進運ヲ阻害スルノ虞漸次大ナラムトシツツアルハ齊シク憂慮ニ堪ヘサル所ナリトス此ノ秋ニ當リ全國ノ産業團體ノ緊密ナル聯契ヲ保チ社會及政治ノ推移ニ注視シテ平素ノ對策ヲ講究スルト共ニ産業經濟上共通ノ重要問題ニ付テハ共同ノ調査審議ヲ行ヒ之ニ關スル意見ヲ發表シテ輿論ヲ喚起シ且其ノ實現ヲ圖ルハ刻下ノ急務ナリト信ス敍上ノ情勢ニ鑑ミル所アリ本年二月労働組合法案對策協議ノ爲東京市ニ於テ開催セラレタル全國産業團體聯合協議會ニ於ケル全會一致ノ決議ニ基キ茲ニ關東、關西、中部、西部、北部ノ諸地方ニ各産業團體聯合會ヲ設立シ此ノ五地方聯合會ハ更ニ聯合シテ全國産業團體聯合會ヲ組織シ以テ其ノ目的ノ貫徹ヲ期シ邦家産業ノ發展ニ寄與セムトス

昭和六年五月

全國產業團體聯合會編輯資料目錄

産業經濟資料

(實費郵稅共)

- 第一輯 英獨米に於ける雇主團體と其の活動 二〇錢
- 第二輯 労働者災害扶助法及同責任保險法施行命令案要綱に對する意見並に參考資料 二〇
- 第三輯 英國労働組合法制 二五
- 第四輯 産業平和への道 一〇
- 第五輯 第十六回國際労働會議議題に關する參考資料 二〇
- 第六輯 佛蘭西労働組合法制 一五
- 號外(一) 労働組合法案に關する論議 (無殘本)
- 號外(二) 最近に於ける集團解雇の事例 (無殘本)
- 號外(三) 德富蘇峰氏筆「英國の危機」(England's Crisis)を讀む 五

労働爭議資料

- 第一輯 住友製鋼所紛議經過概要 (無殘本)
- 第二輯 住友製鋼所紛議發生の眞因に就て (無殘本)
- 第三輯 東京府下に於ける映畫館爭議に關する調査 (無殘本)

圖表

- 一 日本労働俱樂部及全國勞農大衆黨の組織を中心とする主要労働組合の分野 五
- 二 左翼運動系統圖解 五

本會編纂の資料御希望の方には特に實費にて頒布致します。尙二十部以上取纏め御申込の方には一割引に致しますから代金前拂若くは振替口座東京七四七三四番宛に御拂込下さい。

終

